日本における農業簿記の研究(10)

―農業税務簿記についてのヒアリング調査―

戸田龍介

1 はじめに ─農業簿記の3つの流れについて─

周知の通り、現在、農業分野は、日本に残された数少ない成長分野として、大変注目を集めている。しかも、長きにわたり規制や保護の対象でもあったため、規制緩和や岩盤規制打破が必要とされている分野として、別な意味でも注目を集めている。さて、この農業分野と簿記会計とのかかわりについては、「農業簿記」と言われるものがあったし、現在もあることが知られている。しかしながら、その名称は知られていても、現在主流となっている農業簿記の内容はあまり知られていないし、これまであまり関心を持たれてはこなかった。ただ、農業をめぐる環境の変化に伴い、また、農業簿記検定試験などの検定試験の新設により、農業簿記について少しずつではあるが関心が持たれはじめていると思われるのである。

さて、これまで「農業簿記」と総称されてきたものの中には、実は3つの流れ(道)があったのではないかと考えられることを、すでに戸田(2015c)で記している。本論稿では、既述の結論を、ここで改めて示すことにしたい。まず、第1の流れとして考えられるのは、農業者用の所得税青色申告決算書の作成をゴールとする農業税務簿記であり、公平・中立・簡素を旨とする「税務」に依拠するものである。そして、当該農業簿記をめぐっては、農協、国税局、地方公共団体というトライアングル体制が、特に農業所得標準の策定をめぐり、戦後長くその社会的構造を形成してきたのではないかと考えられる。

対して、第2の流れは、農業統計調査の流れであり、より正確に言うと、当該農業統計調査の 傍流としての農業簿記「研究」の流れであった。当該第2の流れは、戦後日本の農業実態調査の 主流であった農業統計調査と表裏の関係にあったわけだが、実は、農業者自身による「複式簿 記」の活用ではなく、担当部局職員による「統計」の手法に依拠する道であったと指摘できる。

そして、農業簿記第3の流れは、「農協(のための)簿記」という流れである。この流れは、 複式簿記自体は活用しているのであるが、特にその目的が、歴史的に要請されたもの、あるいは 簿記会計学本来の要請とは異なる道だったと考えられる。戸田(2015c)で記したように、当初 の目的であった組合員農家に対する利用高配当原資の計算のためではなく、金融をはじめとする 多様な運営事業の管理のため、そして組合員農家への短期貸付金管理のために、現在の農協は複 式簿記を利用していると指摘できる。かような簿記は、「農協 (のための) 簿記」であると言いうることはできようが、農業者のための農業者による簿記、つまり「農業『者』簿記」であると位置づけるのは困難であると思われるのである。

以上を一旦まとめると、これまで「農業簿記」と総称されてきたものには、「農業税務簿記」、「農業統計調査(の傍流としての農業簿記研究)」、「農協(のための)簿記」等があったことになる。本論稿では、このうち、農業税務簿記という農業簿記第1の流れの存在を、どのようなヒアリング調査を手掛かりにして確認していったのかを明らかにしたい。ここで、「手掛かり」というのは、文献研究では決して知り得ない実態・事実や実務の手法を、関係者へのヒアリング調査を通して掴んでいくことを意味している。したがって、本論稿の特徴は、ヒアリング調査を通してしか知り得ない事実や実態に基づき、日本においてこれまで主流を占めてきた農業税務簿記を、従来の研究とは全く異なる視点で考察しようとする点に求められるのである。

2 ヒアリング調査からみる農業税務簿記の特徴 ─収穫基準を中心に─

前章で見たように、現在、農業簿記と言えば、農業者用の所得税青色申告決算書の作成をゴールとする農業税務簿記を指すことが一般的となっている。事の適否は一旦おき、本論稿では、この、現在主流と考えられている農業税務簿記を考察の対象とする。

さて、農業税務簿記の最大の特徴でもあり、また多くの問題を抱えているのが、「収穫基準」という独特の収益認識規準である。収穫基準については、すでに戸田(2015d)において、計算構造的視点および記帳の視点から、その理論的・原則的な要請と実務的・実際上の処理とのギャップについて考察を行っている。本章では、改めてこの収穫基準の本質について、関係者へのヒアリング調査により、これまでとは異なる見方を抽出することにしたい。

考察の前に、収穫基準の定義について確認しておくことにする。収穫基準とは、『農業簿記検定教科書3級』(以下「教科書3級」と称す)によると、「所得税の所得計算においては、米、麦などの農産物に限ってこれらのものが収穫された年の収益に計上することとされています。これを農作物の収穫基準といいます。」(教科書3級,40。同様の定義は所得税法第41条、所得税法施行令第88条にも)と説明されている。当該収穫基準は、販売という事実を収益認識の基本とする実現主義とは異なるものであり、農業簿記を特徴づける最大の論点でもある。

収穫基準に基づく簿記処理の特徴は、まず期首農産物棚卸高と期末農産物棚卸高の位置づけに現れる。通常の簿記処理の考え方では、売上原価算出の考え方(売上原価=期首商品棚卸高+期中仕入-期末商品棚卸高)により、期首農産物棚卸高は費用プラス、期末農産物棚卸高は費用マイナスと考える。しかしながら、農業税務簿記では、期首農産物棚卸高は収益マイナス、期末農産物棚卸高は収益プラスと考える。この直接的な理由は、農業税務簿記の最終的なゴールである所得税青色申告決算書(農業所得用)の農業収入欄への記入に際して、そのような指示(期首農産物棚卸高は農業収入からマイナス、期末農産物棚卸高は農業収入にプラス)があるからであ

る。さらに、収穫基準の特徴として、期末農産物の棚卸に際し期末に確認された数量に乗じるのは、「収穫時の時価」であり、通常用いられる期末の時価あるいは取得原価ではないことがあげられる。

さて、上記のように通常の簿記会計学の原則とは異なったところのある収穫基準であるが、「実務的には今も絶対的」(西田発言、戸田(2015b, 133))な基準であり、これを除外・無視して農業簿記を語ることや、農業簿記の教科書を編むことは事実上不可能であると、関係者が異口同音に述べるところである。ただし、将来的にも、収穫基準が農業簿記の中核を占め続けるかどうかについては、関係者の中でも温度差があった。

全国農業経営コンサルタント協会前会長である西田尚史税理士は、「本来は農業簿記には収穫基準を入れるべきじゃないという、会計学的にはそう考えていいんですよ。というのは、収穫基準はもともと所得税法上のものでしょう。」(西田発言、戸田(2014a,91))という発言や、「収穫基準にもおかしかところがあるんです。そりゃやっぱり、(農産物が)売れた時じゃなく、採れた時、収穫した時に売上をあげるというのは、やっぱりね。別な点から言うと、本当は売れないかもしれないけど、棚卸しがあるっていうことになる。棚卸しがあるということは、私たち税理士から見ると先払いなんですよ、税金の。」(西田発言、戸田(2015b,125))といった発言から分かるように、収穫基準には元々疑問を抱いているようであった。ただし、次のようにも発言している。「私だって、収穫基準に問題があることは分かっておっても、実務ではやっぱりそれに従っちょる。実務家としては、お上が言ったやつ(収穫基準一戸田)でやっておったら、何も言われんじゃないですか。」(西田発言、戸田(2015b,128))。収穫基準に問題を見出している西田氏であるが、一方実務上、収穫基準は絶対的であることもまた認めている。だからこそ、「収穫基準というのは、本当に頭の痛か問題」(西田発言、戸田(2015b,129))なのだと言うことができよう(1)。

収穫基準については、全国農業経営コンサルタント協会現会長の森剛一税理士もまた、そこに問題を認めつつも、しかしながら、現行の環境下では規範として確立した基準であるとの認識を示している。森氏の発言を、次に掲げておく。「今現在も、農業者個人から見ると、収穫基準は原価基準による棚卸資産の評価に比べて不利なわけですよ。なぜかというと、通常時価の方が原価より高いわけで、時価評価をして棚卸をするということは、未実現利益が計上されてしまいますから不利なわけです」(森発言、戸田(2014b, 109))。しかしながら、「戦後ずっとこの収穫基準というのが続いています。税法が会計を規定してしまっているんです。そもそも、農業簿記の基本的な考え方が税法から来ているということもよく分からないで(農業簿記検定教科書3級を一戸田)書いている人も、もしかしたらいるかもしれません。そのぐらい規範として確立してしまっているので。われわれ税理士は、税法に書いてあるからというのは知っていますけど、税理士でない人はそういうものだと思っている人もいるかもしれませんね。」(森発言、戸田(2014b, 122))。

西田氏や森氏も認めるように、収穫基準は、農業者にとって不利になるとも考えられる収益認識規準である。しかしではなぜ、収穫基準が、特に農業税務簿記において、収益認識における主流の考え方として長きにわたり用いられてきたのであろうか。ここで改めて押さえておきたいことは、収穫基準という独特の基準は、両氏も述べているように、もともと所得税法上のものであるということである。そして、税法である限りには、基本的に、課税庁側の意図・意向と無関係であるというわけにはいかないということである。だからこそ、西田氏の次の言が重要なのである。「課税庁としては、画一的に大量に短時間で税を徴収するためには、収穫基準のような基準がどうしても必要でしょう。」(西田発言、戸田(2015b, 133))。これはつまり、戸田(2015d)においてもすでに明らかにしたように、収穫基準は、農業者側の継続的な記録を全く必要とせず、期末の一括処理だけで農業所得を算定するための基準であったことになる。

ここではさらに、所得税法上なぜ、かような基準が設けられたのかについても考察したい。これについては、森氏が示唆に富む発言をしているので、次に記すことにする。「なぜ税法上収穫基準なるものが設けられたかというと、農業者に原価計算というものを適用させるのに、実態上困難があったからだと思うんです。結局、農産物を原価で棚卸をする場合には、当然原価計算をして、その単位当たりの原価というのを出さなければ、棚卸ができないわけですよね。収穫したお米全量を秋で売ってしまうとか、あるいは逆に、全量を翌年に繰り越すということであればいいかもしれませんが、そうでない限り、収穫した年に一部を売り、一部在庫として残している場合には、原価を計算するだけじゃなくて、収穫量を把握しないと、単位当たりの原価というのは出ないわけですよね。(中略)。農業者の所得を計算する上で、原価計算をやらないと所得計算ができないというような税法の仕組みになっていたとしたら、これはきわめて執行が難しいわけですよね。」(森発言、戸田(2014b、108-109))。つまり、収穫基準には、税の執行可能性の観点が非常に色濃く反映されていると考えられるのである。

森氏は、さらに続けて次のように述べる。「そういうことも背景にあり、農業者の方はものづくりをしているわけですから、当然の簿記の理論から言えば、原価計算をして棚卸をするということになるわけですが、それができないということになればどうするかというと、じゃあ時価だと。特に戦後間もなくというのは、ほとんど農産物には公定価格があって、時価というものがきわめてはっきりしているわけですから、あとは推定収穫量、あなたのうちは田んぼがどれだけあって、平均反収はこのぐらいだから、このぐらい農産物がとれましたねと。じゃあ、幾ら幾らの収入になってるはずですねということが推定できるわけです。実際売っていなくても、収穫したということを基準に収益を計上するということになれば。」(森発言、戸田(2014b, 109))。最終的に、森氏は次のように言う。「時価評価をして棚卸をするということは、未実現利益が計上されてしまいますから不利なわけですけども、若干税金を余分に取られるという意味での不利になる要素よりも、原価計算をしなくて済むという、そういう実務上のメリットというのが大きくて、なかなかこれは戦後何十年もたっているわけですけども、改正されないんですよね。実際そ

れを変えようとすると、恐らく相当困難な問題があるんじゃないかと思うんです。」(同)。

上記の森氏の言ほど、収穫基準に基づくと、なぜ農作物の棚卸計算には定義上「収穫時の時価」が適用されてきたのか、そして農業所得計算の基本として、なぜ収穫基準が長く続いてきたのかについて、的確に示すものはないであろう。森氏の話を要約すると、収穫基準というものは、収穫したという事実をもとに農業所得を算定する基準なのであり、しかもその算定は、農業者側の記録に基づく原価計算ではなく、農産物の公定価格である時価と栽培面積から推定される収穫量に基づいて、課税庁側が推計するものであった。したがって、森氏が述べるように、「税の執行側のニーズがあって、収穫基準というのが導入された」(森発言、戸田(2014b, 109))わけであるし、そして現在も変わらずに実務上大きな効力を有していると考えるのが妥当であろう。

3 農業税務簿記を支えるもの(1) ─農業に関する標準・基準の問題について─

前章で見たように、農業税務簿記の特徴である収穫基準は、収穫という事実を基に期末に一括で農業者の農業所得を推計するという、税の執行側のニーズに応える基準でもあったことになる。収穫基準に基づくなら、農業者側が記録に基づく原価計算をしなくても済み、したがって必然的に、期中の継続的な記録も基本的には必要なくなる。ではそもそも、収穫基準は、一体どの局面で実際に機能しているのであろうか。これについて、森氏は次のように語っている。「じゃあ、本当に収穫基準が適用されるのはどこかというと、期末の手持ち在庫の部分だけということなんです。」(森発言、戸田(2014b、118))。「棚卸だけは省略できないから、そう(収穫基準が適用一戸田)なる。だから実際上、収穫基準が機能しているのは、期末の在庫の評価だけなんです。あと、家事消費、事業消費のところ。」(同)。

森氏の言にしたがうなら、期末在庫の評価、そして家事消費・事業消費のところだけは、収穫 基準が機能していることになる。つまり、期末在庫の評価や家事消費・事業消費に際してのみ、 収穫時の時価を、確認された在庫量や消費量に乗じることが、実務上要請されることになる。そ して、その数値が、農業税務簿記の究極のゴールである、所得税青色申告決算書(農業所得用) の該当欄に記入されることになるはずである。

ところで、当該申告書の中には、「期首農産物棚卸高」や「期末農産物棚卸高」といった欄と並び、先ほどからとりあげている「家事消費・事業消費」の欄がある。当該欄は、親戚にあげたり自分で食べた分を収入として計上する欄である。これらはすでに収穫した分であるから、収穫基準に基づき農業収入としてカウントされることになる。しかし、親戚にあげたり自分で食べた分を、本当に測定・記録し、さらに複式仕訳処理を施す農業者など果たして存在するのだろうか。この素朴な疑問が溶解したのが、西田氏との次のやりとりであった(戸田 2014a, 86)。

【戸田】これ本当に、こんな処理をする農家さんってあるんですか。

【西田】処理します。これはやらないと、税務署からいろいろと言われます。実際に食べます からね。それで、これから先生にお見せしますが、大体の標準があるんですよ。本来は標準 というのはないことになってるんですけど、標準を作っておかないと大変でしょう。

【戸田】そうすると、1つ1つ記録をつけるのが難しい時は、大体その標準というのを見るわけですね。

【西田】そういうことなんですよ。標準がないと分かりっこないんですよね。これ、さしあげます。

【戸田】ありがとうございます。

【西田】これは熊本版です。

【戸田】各県で違うんですか。

【西田】各県で違います。国税局で違うんですよ。これは正式には公表はされてないけど、これでやれということですね。分かりにくいから。

【戸田】確かにここに、1人当たりの自家消費の標準額がありますね。

【西田】はい。自家消費は1人当たり12,500円で計上しろということです。1年間にですね。 保有米は玄米60キロを単位とします。

西田氏との以上のやりとりの結果判明したのは、例えば家事消費については、具体的には「6歳未満の乳幼児を除く家族1人当たりの金額」という標準が、実務的・実際上は使われているということであった。例えば、当該標準額が12,500円で、6歳以上の家族が4人いれば、その一家の家事消費金額は50,000(12,500×4)円と、青色申告決算書には記入されることになる。標準の使用は、期末の在庫評価においても行われる。具体的には、各県あるいは各地域の「玄米60kg 当たりの基準額」という標準に、棚卸しで確認された袋数(1袋60kg)を乗じることで米の在庫評価額が求められ、青色申告決算書の該当欄に当該数値が記入されることになる。ここで重要なのは、「本当に収穫基準が適用される」(森発言、戸田(2014b,118))主たる局面において、定義上・原則的には「収穫時の時価」が適用されるべきところ、実務的・実際上は標準値が適用されているということである。

ところで、これらの標準は、誰が、いつ、どのような目的のために作成しているのであろうか。これについて、次の西田氏の言を聞こう。「JA(農協一戸田)と国税局が話し合いをしながら決めてるんです。要は、こういうのがないことに表向きはなってるけど、それじゃあ仕事ができませんでしょう。それで標準というものが必要なんですね。青色申告会なんかある場合、統一しておかないといけないところもありますよね。昔はもっと細かい規定があったんですよ。」(西田発言、戸田(2014a、87))。「これは毎年1月頃に話し合いをするんです。本来なら国税局から出るものでしょうけど、今、国税局はこういうのは出さないんです。だからJAの名前で出しているんです。でも、これで実務はやっていくんです。」(同)。つまり、農業に関する様々な標準

は、各地のJA(農協)と国税局との間の「話し合い」を経て決定されていることになる。収穫 基準に基づいて農業所得を計算する必要のある税理士事務所にとっても、「地域ごとの現実に基 づいた標準は絶対必要」(西田発言、戸田(2014a, 97))なのである。

本論稿における注目点としては、収穫基準は農業者側の記録に頼らずに農業所得を確定する基準と見なし得るが、それがなぜ可能だったのかについて、農業に関する標準・基準の存在が一定の解を導いてくれることである。例えば、自家消費などについては、食べた農産物の量や当該農産物の収穫時の時価など記録する必要はなく、1人当たりの自家消費の標準額に基づき、申告書の該当欄に数値が記入されてきたことになる。また、米の期末棚卸しについても、収穫時の時価を市場で確認する必要はなく、各地域の玄米 60 kg 当たりの基準額を用いれば、申告書記入に必要な金額は算出できることになる。つまり、農業税務簿記の根幹に位置する収穫基準は、限られた実際上の適用局面においてすら、農業者側の記録などに基づかずとも、各地のJAと国税局が相対で決定した各種の標準・基準と表裏一体となって運用されることで、農業者の農業所得を何ら問題なく算定できることになる。ここに、なぜ農業者側の記録を必要としないまま、農業者の農業所得の算定・確定、つまり農業税務簿記実務が、問題なく遂行され得るのかという疑問が一定程度解明されることになったのである。

ただし、農業に関する各種の標準・基準そのものに問題があると、本論稿で指摘したいのではない。標準・基準の存在は、公平・中立・簡素を旨とする課税の視点からすれば、むしろ好ましいものであろう。しかしながら、そういった標準・基準は、その適用にあたり「記録」を必要としないという点で、記録を前提とする簿記会計的な視点からすれば、看過できない問題を抱えていると指摘せざるを得ないのである。というのは、記録の不在は、記録に基づく原価の算定を不可能にし、勢い原価の把握なしにまともな価格交渉はできず、これが結果的に、日本の農産物の価格決定権は買い手側の大手スーパー等に握られている一因となっているからである。買い手側優位の構造が普遍である限り、農業者側にお金は回らず、政府の掛け声とは裏腹に、いつまでたっても日本の農業は成長分野とはならない。以上のような観点から見て、農業に関する標準・基準については、特にその安易な適用については、大いなる問題が潜んでいると考えられるのである。

4 農業税務簿記を支えるもの(2) ―概算金の問題について―

前章では、農業税務簿記が、なぜ農業者側の記録に依拠せずとも、収穫基準に基づく農業所得計算を実務上遂行できるのかについて考察した。結論としては、農協と国税局との間で相対で決定された、農業に関する各種の標準・基準が適用されているからであった。農業に関する各種の標準・基準については、その存在の確認を文献研究から行うことは困難であり、ヒアリング調査によるほかなかったことになる。

本章では、「収穫時の時価」に再び焦点を当て、引き続きヒアリング調査でしか知り得なかっ

た知見に注目して論を進めていきたい。既述のように、農業税務簿記の根幹をなす収穫基準は、「収穫時の時価」という独特の測定属性の適用を原則的に求めている。先に見たように、「収穫時の時価」には、農業に関する様々な標準・基準が使われていることが確認された。ここではさらに、日本農業の中心である「米」に関する現代的な標準・基準について、ヒアリング調査に基づき論じていきたい。なお、ここで「現代的」と言うのは、過去において、食糧管理法に基づく政府の買上価格が存在した時代があり、「過去」にも米の標準・基準があったことと対比したものである。

食管法が廃止され、米の政府買上価格もなくなった今、米に関する標準・基準もなくなっていったのであろうか。否、そうではない。そうでないどころか、「概算金」と呼ばれる、米の集荷に際して農協(全農)が農家に渡す前払金あるいは仮渡金が、米に関する新たな標準・基準として大手を振っているのである。そして、本章での注目点である「収穫時の時価」にまで、当該概算金が実務上適用されていることが、全国農業経営コンサルタント協会現会長(ヒアリング時は専務理事)である森税理士へのヒアリング調査で確認されたのである。以下に、そのやりとりを示す(戸田 2014b、117-118)。

【森】……,今のご質問(収穫時の時価をどうやって把握するのか一戸田)に答えることになるんですが、収穫時の時価というものを実務上どこでとっているかというと、概算金単価なんです。例えばお米で言うと、最初契約金というのをもらうわけですが、概算金とか仮渡金という言い方をする時もありますけど、それを受け取るわけです。その受け取ったものというのが、本来はこれは農家から見ると売上ではなくて、前受金なんです。

【戸田】教科書(農業簿記検定教科書3級―戸田)ではそう処理していますね。

【森】ところが農家のほとんどが、農業法人も含めて、仮渡金、概算金を受け取った時に売上 を計上しているんです。

【戸田】実際には?

【森】実際に。なぜかというと、清算というのが2年後になっちゃうんです、最終清算って。 野菜とか畜産物の清算。農産物というのは、ほとんどが買取販売ではなくて委託販売なんで す。ですから農協に出荷した時に、法的には農家の所有権のまま農協に販売を委託して、預 け在庫にすぎないんです。それを法的な形式に沿って仕訳すると、本来ならば仮渡金を受け 取った時に、借方現金預金、貸方前受金という経理をして。と同時に、その段階で期末日を 迎えたら、借方農産物、貸方期末農産物棚卸高という仕訳を入れなきゃいけない。じゃあ、 この時の期末農産物棚卸高というものを幾らで評価するかというと、仮渡金と同額になるわ けです。

つまり,第1番目の仕訳の借方現金預金,貸方前受金という仕訳,これは資産と負債の仕 訳ですから収益は発生していないわけですけども,期末における借方農産物,貸方期末農産 物棚卸高という仕訳,これは貸方の期末農産物棚卸高が収益の勘定になるわけですよね。でも、これはさっき言った前受金と同額なわけですから、前受金として計上するのはやめちゃって、その段階で売上高って経理して、期末の棚卸を省略しても、収益は変わらないわけです。実務上はそうしているということです。つまり、農協に預けている在庫なんだけど、それを在庫として認識せずに、仮渡金(概算金一戸田)をもって販売金額というふうに認識をして経理しているのがほとんどです。(以下略)

上記のやりとりから分かるように、特に米については、概算金の受取をもって売上計上するのが、農家のみならず農業法人においても、日本における一般的な実務となっているようである。「基本的には仮渡金(概算金一戸田)をもって売上高にあげているのが、商慣習として定着」(森発言、戸田(2014b, 118))しているのである。これは、現金主義の経理処理になっているのではないかという筆者の問いに、森氏も、「まあ、現金主義ですね。そうですね。」(同)と答えている。当該実務、つまり全農から渡される概算金をもって売上とする処理については、全国農業経営コンサルタント協会前会長の西田税理士も、「まあ、そういうことです。農協というか全農が、今やってるやり方ですね」(西田発言、戸田(2015b, 127))として認めている。

以上のように、収穫基準の理論上の要請とは全く別に、実際は農業者側が全農から受け取る概算金をもって売上として計上する商慣習が、現在、特に米においては強く根付いていることが窺われる。米の「収穫時の時価」は、現在の実務上、概算金単価でとられているわけである。さらにそれにとどまらず、概算金は、実は日本で流通する米価格全体に多大な影響を与えていることが、中堅の米卸し会社のミツハシライスに管理部財務課長として勤務する澤田泰二氏へのヒアリング調査から明らかになった。澤田氏は、「日本の米のベンチマークは、特に価格的には、概算金によって決まるんだと思いますね。全農が各農家に支払う概算金が、日本の米の取引価格のスタートになるんです。」(澤田発言、戸田(2015a、319))と明言している。

ところで、澤田氏が勤務するミツハシライスを含め、米卸し会社は、殆どの米を全農から仕入れるようだが、その際重要なのは価格より量なのだそうだ。澤田氏は次のように言う。「一般的にあまり知られていないことで言うと、価格の形成なんかの前に、とにかく量の確保とその発注があることですかね。価格の話以前に、例えばどこ産の何とかという品種を、当社はどれぐらい必要としているということを全農さんに伝えることから、実際の米の取引はスタートします。」(澤田発言、戸田(2015a、313-314))。こうやってスタートする米の取引だが、本章の主題の概算金は、全農と米卸しとのやり取りの中において、次のような段階で重要になる。「その後、希望を出してきた各社に、どのくらいの量を、どのくらいの価格でだせそうだということを、全農の中で調整することになるんだと思います。このステップに移る前に重要なのが、実際の米の集荷に際して農家に支払う仮渡金あるいは概算金です。多分、全農の中では、こういったことを大枠で決定する前のタイミングで、仮渡しはどれぐらいにしようかなみたいな話があるんだと思う

102 商経論叢 第51巻第2号 (2016.1)

んですけど。」(澤田発言,戸田(2015a,316))。

つまり、量のやり取りが先にあって、次いで価格の話に移るのだが、この価格に決定的に重要なのが概算金なのである。これほど重要な概算金なのであるが、確たる算定根拠があるというわけではないようで、「いくら払うから、このくらいは集荷させてくれという世界」(澤田発言、戸田 (2015a, 317))、あるいは、「米を集めるために全農がどこまで出せるか」(澤田発言、戸田 (2015a, 318))という世界であり、最終的には「これぐらいの価格だったら集められる、っていうところを全農が意思決定」(同)した額となるようである。

このような、「本来の米のバリューとは全然関係ないところで決ま」(同)る曖昧な価格が、なぜすんなり成立してしまうかというと、集荷する全農側の問題だけでなく、「米を提供する農家さんにしても、この価格で売りたいというのはない」(同)からなのである。この極めて重要な点について、澤田氏は以下のように語っている(戸田 2015a, 318)⁽²⁾。

【澤田】この価格以下では原価割れで商売にならない、なんて発想はそもそもないはずなんです。たとえ赤字になっても、最終的に補助金をもらえれば、というのが日本における米を作る環境なんじゃないでしょうか。米の流通の中で最大の構造的な問題は、農家さんだけでなく、これくらいの原価がかかってるんだからこれこれの価格で取引しなきゃペイしないという、こういった発想がそもそも形成されていないことだと思いますね。

以上の澤田氏の言に明確に見られるように、日本における米の流通の中での最大の構造的な問題は、農家だけでなく多くの農業関係者が、ペイする価格をめぐる交渉を行うために、記録に基づいて原価を把握しようという発想が全く形成されていないということである。この構造の中では、概算金が、日本における米価格の決定要因になっていく、いや、なっていかざるを得ないのである。

概算金の問題を、本章の最後に改めてまとめておきたい。そもそも日本には、「公正な市場や公正な価格が、米に関しては基本的にない」(澤田発言、戸田(2015a, 311))のである。そういった環境に加え、1次生産者も含め米に関わる全ての関係者に、記録に基づく「内部コストがいくらなのかという原価計算の発想がほどんどない」(同)のである。したがって、結局のところ、全農が各地の農業者にキャッシュで前渡しする概算金しか、米に対するベンチマークが存在せず、当該概算金が、必然的に日本で流通する米の現代的な標準・基準とならざるを得ないことになる。そして、現代における米の標準・基準となってしまった概算金こそ、農業税務簿記の根幹である収穫基準のもと適用されるべき「収穫時の時価」であると、現在、実務上も見なされているのである。食管法の廃止により政府買上価格がなくなった現在においても、日本の農産物の中心である米については、「収穫時の時価」として、形は変わっても概算金という農業に関する標準・基準が適用されていることになるわけである。つまり、現在の米を中心とする日本の農業

の世界,特に農業税務の世界では,記録を必要としない標準・基準の適用が連綿として行われているのが,ヒアリング調査より明らかとなった現実の姿なのである。

5 むすび

本論稿の研究上の貢献は、農業簿記、その中でも現在主流と見なされている農業税務簿記について、通常の文献研究からではなく、ヒアリング調査に基づきアプローチしたことにある。

その結果、農業税務簿記の最大の特徴である収穫基準は、実は課税庁側の執行上のニーズに基づいたものであったことが判明した。また、収穫基準の実務上の適用にあたって、農業者側の継続的な記録を必要としないのは、農協と国税局が相対で決定する各種の標準・基準が使われているからであることも判明した。さらに、特に米については、全農が農業者から集荷する際に仮渡しされる概算金をもって、売上計上してしまう商慣習が定着していること、さらに当該概算金単価が、米に関する「収穫時の時価」になっていること、またかつての政府買上価格に代わり新たな標準・基準となっていること等が判明した。判明したいずれの実態も、文献研究からは知り得ないもので、唯オーラルヒストリーから解明・確認されたものばかりである。特に、農業に関する標準・基準については、「国税は個別評価をせよというのが原則」(西田発言、戸田(2014a、99))で、「今は標準や基準はないっていう建前」(西田発言、戸田(2015b、128))なため、本来はまず表に出てこないものであり、だからこそ、ヒアリング調査という手段に頼るしか現実に確認する手がなかったことになる(3)。

むろん、ヒアリング調査に頼る研究には、限界と問題も存していることは自覚している。ヒアリングした内容が、時代や地域を超え、本当に一般的な事実だと言えるのかという点を確認する必要があるからである。ただ一方で、これまでの日本の農業簿記研究において、一般的な事実と考えられるものの集積が、あまりにも少なかったことも事実である。したがって、まずは、農業簿記に関する事実・実務・事項を、一般的か特殊かを問わず、ヒアリング調査を通して集積していきたいと考える次第である。そこからしか見えてこない新たな知見や発想(4)が、21世紀における日本の農業簿記研究の端緒となると期待されるからである。本論稿では、日本の農業簿記における主要な流れ(道)である農業税務簿記について、特に収穫基準や農業に関する標準・基準に注目して、まずはその実態や事実をヒアリング調査により集積していったことになる。

注

(1) 問題を有する収穫基準であるが、具体的にどういった条件が整えば、その廃止を検討できるのだろうか。この点について、次の西田氏の発言は示唆に富む。「農業に携わる人たちがみんな、やっぱりちゃんと帳面をつけとかにゃいかんと思い、帳面ばつけることが当たり前になったら、収穫基準をなくしていいんです。なくすべきです。その時は、農産物が売れた時に、売れるまでにかかった原価を帳面から計算すりゃええことになる。米や麦だって、収益と費用がきちんと対応して、正しい損益が計算できることにな

る。」(西田発言,戸田 (2015b, 133))。これは,もし農業者自らが,「自分のところの本当の経営を見たいと思って (帳簿を一戸田) つける」(同) ようになったら,つまり,農業者の真の経営の姿を導くことのできる本当の「農業『者』簿記」が当然になったら,事態は変わる可能性もあることを示唆している。

(2) ここでの指摘は非常に重要であるが、記録に基づく原価計算のインセンティブに乏しいのは、米の1次生産者だけではない。実は、米卸し会社も、「いわゆる原価計算があまり発達していないというのが現実」 (澤田発言、戸田 (2015a, 311)) のようである。驚くことに、米卸し各社は、「お互いが全農といくらで相対取引したのかは、完全にブラインド状態」(澤田発言、戸田 (2015a, 322)) で、米の取引を行っている。「基本的にはすべて(全農との一戸田)相対の世界なので」(同)、全農側から伝えられた米仕入価格が、他社への卸値と比較して、高いのか安いのかも分からない。

知られざる、日本における米の流通の実態だと思うが、米卸し会社に不満はないのだろうか。次の澤田氏の言を聞こう。「ないですね。米卸しというのは、玄米を売買するのと、精米する事業が2つあるんですけど、主力は玄米の売買なんです。そして、マーケットバリューを握っているような米卸し会社は、玄米を同業に転売してさらなる利益を出すんです。その場合、同業より安く仕入れて、そこに利益をのっけて売るということになります。例えば神明さん(米卸し取扱高1位企業一戸田)なんかが、うちよりも100円安く(全農から一戸田)買って、50円利益を乗っけて、うちに売るんです。それでもうちは、普通に仕入れるより50円安く仕入れることができるんですから、この取引は成立するんです。」(同)。

つまり、日本における米流通の世界は、米卸し会社の利幅は会社によって異なるとしても、全農も含めそこに関わる全ての会社が確実に利益を獲得できるようなシステムになっているのである。本論稿で見たように、とにかくスタートは全農が農家に支払う概算金なのだが、全農も含めた各社が自社の利益をそこにのせて米を流通させていくのである。流通段階では、競争入札などは基本的に行われず、全農との相対取引が完全ブラインド状態で行われる。他社より安く仕入れたのか、高く仕入れたのかも分からない。だが、別に不満は生じない。なぜなら、その金額が高かろうと安かろうと、とにかく仕入値に各社の利益をいくばくか乗せてさらに流通させていけば、利幅の違いこそあれ、米に関わる全ての会社が確実に利益を得ることができるからである。この全体構造において、各種の費用を積み上げ計算するはずの原価を、できるだけ正確に把握しようとするインセンティブが働かないのは当然であろう。

- (3) 農業所得標準自体は、公式的には廃止されていることになっている。ただし、実際には、地域によって 未だ標準・基準等は使用されているし、概算金のような新たな標準・基準が使用されていることについて は、本論稿で確認した通りである。農業所得標準については、その歴史的推移も含め、別稿(戸田 2015e) で詳細に検討している。
- (4) 例えばであるが、農産物の中でも特に米の取引は、通常の商品の売買と全く異なるものであったかもしれないといった発想も、オーラルヒストリーを通して初めて得ることができた。それは澤田氏がいみじくも言った、「全農さんとか農協さんとかいうのは、お米の取引に対する感覚が通常の商品の売買じゃないんですよ。」(澤田 2015a, 314)という言葉に起因したものである。

澤田氏の言う通り、日本の農政の中心にあった米は、全農や農協と言わず、歴史的にも、その売買によって利益をあげるための通常の商品と見なされてきたことがあるのだろうか。米は、時代によって、租税として徴収されるものであったり、経済力を測る指標であったりした。さらに第二次大戦前後は、全量完全に徴収され、日本国民が餓死しないように公平に分配される対象だった。この辺りの事情は、次の西田氏の発言から確認できる。「米が一番のポイントで、だから農政も、ずっと米に対してのものだった。政府としては、戦中戦後、拠出米を集めなきゃならんわけでしょう。御船(熊本の地方名一戸田)とかうちの辺りでも、戦中戦後、自分のお米を自分が食べれないわけですよ。少しとっておこうとしても、やっぱりダメで、ちゃんと分かって持っていかれる。だから、つくった米は全部とられた。兵隊さんの食べる分とかにね。戦後でも、特に戦後のすぐのころは、基本的に何も変わらんかった。」(西田発言、戸田(2015b、125))。さらに、高度成長期以降は、農業補助金の投入先であり、米に対する政策が票に直結する、あるいは政治的な駆け引きの対象という意味で、言ってみれば政治銘柄と化していたとも考えられる。

しかしながら、簿記会計は、特に複式簿記は、そういった特殊な対象を管理するためのものではないのではないか。利益をあげる目的を純粋に有する商品、そういった意味での通常の商品の売買・取引を記録し、目的通りの利益があがったのかどうかを、自らが生み出す計算構造の中で測定する手段、それが複式簿記なのではないだろうか。そういった意味で、日本の農産物の中で中心的な位置を長く占めてきた米が、「通常の商品」となる時こそ、日本の農業において複式簿記が真に役立つときなのではないだろうか。以上のような発想は、これまでの文献のみを対象とした農業簿記研究からではなく、ヒアリング調査を含めた実際の会話の中からしか出てこないものであった。

参考文献

- 一般社団法人・全国農業経営コンサルタント協会&学校法人・大原学園大原簿記学校(2013)『農業簿記 検定 教科書3級』大原出版。なお、本論稿では「教科書3級」と称している。
- 戸田龍介 (2014a) 「日本における農業簿記の研究 (2) ―全国農業経営コンサルタント協会理事長・西田 尚史税理士へのヒアリング調査―」『商経論叢』第50巻第1号 (2014年10月),83-99頁。
- 戸田龍介(2014b)「日本における農業簿記の研究(3)―全国農業経営コンサルタント協会専務理事・森剛一税理士他へのヒアリング調査―」『商経論叢』第50巻第1号(2014年10月),101-125頁。
- 戸田龍介 (2015a) 「日本における農業簿記の研究 (4) ―ミツハシライス管理部財務課長・澤田泰二氏へのヒアリング調査―」『商経論叢』第50巻第2号 (2015年3月),309-324頁。
- 戸田龍介 (2015b) 「日本における農業簿記の研究 (7) ―全国農業経営コンサルタント協会代表理事・西田尚史税理士へのヒアリング調査 (第2回) ―」『商経論叢』第50巻第3・4合併号 (2015年4月), 119-134頁。
- 戸田龍介 (2015c) 「日本における農業簿記の史的展開と展望―農業税務簿記,農業統計調査,農協簿記を超えて―」『會計』第 187 巻第 6 号 (2015 年 6 月),41-55 頁。
- 戸田龍介(2015d)「日本における農業簿記の研究―収穫基準の両義性に注目して―」『日本簿記学会年報』第30号(2015年7月),68-74頁。
- 戸田龍介 (2015e)「農業所得標準と概算金の研究—日本の農業において簿記会計の普及を阻んできたもの—」『産業経理』第75 巻第3号 (2015 年10月),65-78 頁。
- (付記)本論稿は、2015年度日本会計研究学会において自由論題報告を行うにあたり、報告の条件として提出を求められたフルペーパー(論題:「日本における農業簿記の諸展開 ―オーラルヒストリーを手掛かりとして―」。本フルペーパーは、ファイル化され学会会員だけが確認できるが未刊行である。)を基に、加筆修正を加えたものである。

なお、本論稿は、科学研究費補助金(基盤研究(c)、課題番号 26380626)の助成による研究成果の一部である。